

香川大学における産学連携活動（2）知的財産

～軽量経営、発明相談から活用まで～

○李鎔環（香川大学 社会連携・知的財産センター）

1. はじめに

平成16年度の大学の国立大学法人化を契機に始動した各大学における知的財産活動も早6年目を迎える。そのような中で、知的財産本部整備事業（H15年度～H19年度）に採択された大学とそうでない大学とでは、当初の知的財産本部の組織体制や活動範囲等の面で大きな差異が生じている。一方で、中長期的な体制維持や人材確保等、解決しなければならない共通の課題もある。いずれにしても各大学の置かれている状況にあった運営方針、体制作りが必要である。ここでは、香川大学におけるこれまでの知的財産活動を紹介すると共に、あわせて地方の中小規模大学における知的財産本部のあり方について考える。

2. 香川大学の概況

香川大学は、6学部(教育、法、経済、医、工、農)、9研究科、4機構(14の学内共同施設、センター等)からなる。教員数は約680名、事務職員等が約430名であり、附属教員と医療教員を含めると約1770名となる。学生数は、学部生が約5700名、大学員生が約850名となっている。総予算・支出規模としては、約300億程度である。うち、産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、約12億であり、全体の4%程度である。

3. 知的財産体制及び活動状況

(1) **組織体制**—香川大学では、H16年度当初に知的財産ポリシーや職務発明規程等が制定されると同時に、全学組織として(旧)知的財産活用本部が設立された。H19年度には産学官連携推進機構が発足し、(旧)知的財産活用本部はその下部組織となり、H20年度に(旧)地域開発共同研究センターと統合され、現在の社会連携・知的財産センターとなった。知的財産担当人員は、専任教員1名、知的財産コーディネータ1名(四国TLOから出向)、事務職員1名、事務補佐員2名で構成されており、(旧)知的財産活用本部設立時に概ね想定していた人員数となっている。

(2) **業務内容**—主な業務内容は以下のようなものであり、上記人員で各業務を分担している。なお、円滑な対応、組織としての継続性等を考慮して、各担当は可能な限り複数人体制(主、副等)をとっている。また、各担当者間では常に情報共有を図っている。

①特許管理・出願管理：発明受付、発明相談、ヒアリング、知的財産評価専門委員会、帰属決定会

議、特許等出願・管理業務、特許事務所対応、共同出願契約交渉、発明者との調整、特許管理データベース(包袋管理) etc.

②技術移転・知財活用：四国TLOとの連携・対応、企業等対応、実施契約等の契約交渉、展示会・技術説明会、発明者との調整 etc.

③その他：知財セミナー開催、共同研究契約・受託研究契約支援、活動報告書作成 etc.

(3) **活動実績**—以下平成20年度の活動実績。

①**発明届出件数：75件**、うち大学帰属42件、個人帰属33件（前年度件数53件、うち大学帰属45件、個人帰属8件）。

②**国内特許等出願件数：41件**、うち単独出願20件、共同出願21件（前年度件数44件、うち単独出願23件、共同出願21件）。

③**外国特許等出願件数：7件**、うちPCT出願3件、PCT出願後国内移行3件(※PCT出願後国内移行は日本への移行を含む)、直接出願1件（前年度件数24件、うちPCT出願5件、PCT出願後国内移行出願15件、パリ条約ルート出願4件）。

④**技術移転関連契約：12件**、うち特許実施許諾契約1件、大学発ベンチャーへの権利譲渡4件、オプション契約1件、秘密保持契約6件（前年度26件、うち特許実施許諾契約2件、共同出願企業への権利譲渡4件、大学発ベンチャーへの権利譲渡15件、プログラム著作権の譲渡1件、秘密保持契約4件）。

⑤その他：展示会等8回、セミナー6回、知財評価専門委員会17回、帰属決定会議2回 etc.

4. まとめ

地方大学における知的財産本部では、一部を除き、ほとんどが今後も大人数の専門人材を抱えるほどの余裕がないのは明らかである。そういう状況の中で、知財本部として活動しなければならない最小限の役割は何か、またそのためにはどれくらいの人財が必要であるかなどを考慮すると、香川大学においては上記の業務・活動範囲内であれば現体制が最小限に近い体制と思われる。しかしながら、一方で出向等による外部人員や経験豊かな事務員等の継続性、外国企業等との契約、案件増や関連業務増に伴う活動範囲の拡大等、今後考慮すべき問題も多い。従って、今後も活動費の支出(出願費用等)と知財活用による収入(実施料、知財を梃子にした外部資金等)のバランスを考えた上での知的財産創造サイクル実現を目指し、さらなる軽量経営に努める。